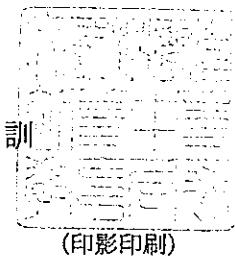


元受文科初第261号
令和元年7月3日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各國公立大学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長事務代理
文部科学審議官
芦立



「再犯防止推進計画」を受けた児童生徒に係る取組の充実について（通知）

平成28年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）が公布、施行されました。本法律は、再犯の防止等に関する施策に関し、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本となる事項を定めるものであり、平成29年12月15日には、同法に基づき、平成30年度からの5年間を計画期間とする「再犯防止推進計画」（以下「計画」という。）が閣議決定されたことは、「『再犯防止推進計画』の策定について」（平成29年12月20日付け29受文科生688号文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長通知）で通知したとおりです。

計画では、犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、関係行政機関の相互の連携に基づき施策を総合的に推進することをはじめとする5つの基本方針を設定しています。さらに、7つの重点課題の一つに「学校等と連携した修学支援の実施等」が掲げられ、その具

【別添1-1】

機密性1 完全性1 可用性1

法務省矯少第24号
令和元年6月12日

文部科学省初等中等教育局長事務代理

文部科学審議官 芦立 訓殿

法務省矯正局長 名執雅子
(公印省略)
法務省保護局長 今福章二
(公印省略)

保護観察及び少年院送致となった少年の修学支援に向けた学校等と保護観察所及び矯正施設との連携強化について（依頼）

当省の矯正行政及び更生保護行政につきまして、平素から格段の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、貴職におかれましては、これまでも、保護観察及び少年院送致となった少年の修学支援を始め、再非行防止に向けた取組に対して、各学校及び教育委員会（以下「学校等」という。）と保護観察所及び矯正施設との連携強化に御尽力をいただいてきたところです。!

御承知のとおり、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）が平成28年12月に公布・施行されました。同法に基づき、平成29年12月に策定された再犯防止推進計画においては、「学校等と連携した修学支援」が重点課題の一つとして掲げられ、課題に向けた施策として、「矯正施設からの進学・復学の支援」が示されており、その具体的な取組として、貴省及び当省において、矯正施設における復学手続等の円滑化や高等学校等入学者選抜・編入学における配慮を促進するため、矯正施設・保護観察所、学校関係者に対し、相互の連携事例を周知することが求められています。

そこで、今般、保護観察・少年院送致となった少年について、学校等との連携事例に加え、保護観察や少年院送致に至る手続きの概要等について説明した資料「保護観察・少年院送致となった生徒の復学・進学等に向けた支援について」を別添のとおり取りまとめましたので、学校等に対して広く周知していただくとともに、学校等と保護観察所及び矯正施設との更なる連携強化につき格段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

保護観察・少年院送致となった生徒の 復学・進学等に向けた支援について

令和元年 6 月

法務省矯正局・保護局

(2) 寄生活	18
(3) 少年院における学校の教育課程に準ずる教育	18
4 学校との関わり	19
(1) 義務教育段階の生徒について	19
ア 入院通知	19
イ 学習状況の連絡	19
ウ 面会等	20
エ 復学調整	20
オ 卒業証書の授与	20
カ 高等学校等の受験	21
キ 出院後のサポート体制の構築に向けて	21
(2) 高等学校の生徒等について	21
5 保護者に対する協力の求め	22

【事例】

- 事例 1 【保護観察処分】生徒の発達上の課題に配慮した指導を連携して行うこと
で高等学校に合格した例
- 事例 2 【保護観察処分】高等学校と保護観察所が連携して関わることで生活が安
定した例
- 事例 3 【少年院送致】学校と少年院が課題を共有して指導に当たることで円滑
に復学できた例
- 事例 4 【少年院送致】在院中に卒業式を迎える、中学校から卒業証書を授与され
た例
- 事例 5 【少年院送致】中学校及び高等学校の協力を得て少年院在院中に高校受
験を行った例
- 事例 6 【少年院送致】地域の支援体制を整えながら特別支援学校に編入した例

【資料】

少年院Q&A

非行をした少年が、再び学校に戻って居場所を得ること、また、進学等の形で学びを継続していくことについて、学校関係者の皆様のお力添えをいただければ、少年の改善更生にとって大変大きな力となりますので、御配慮のほどよろしくお願ひいたします。

2 保護観察・少年院送致に至る手続の流れ

保護観察及び少年院送致に至る一般的な手続の流れについては、図2のとおりです。

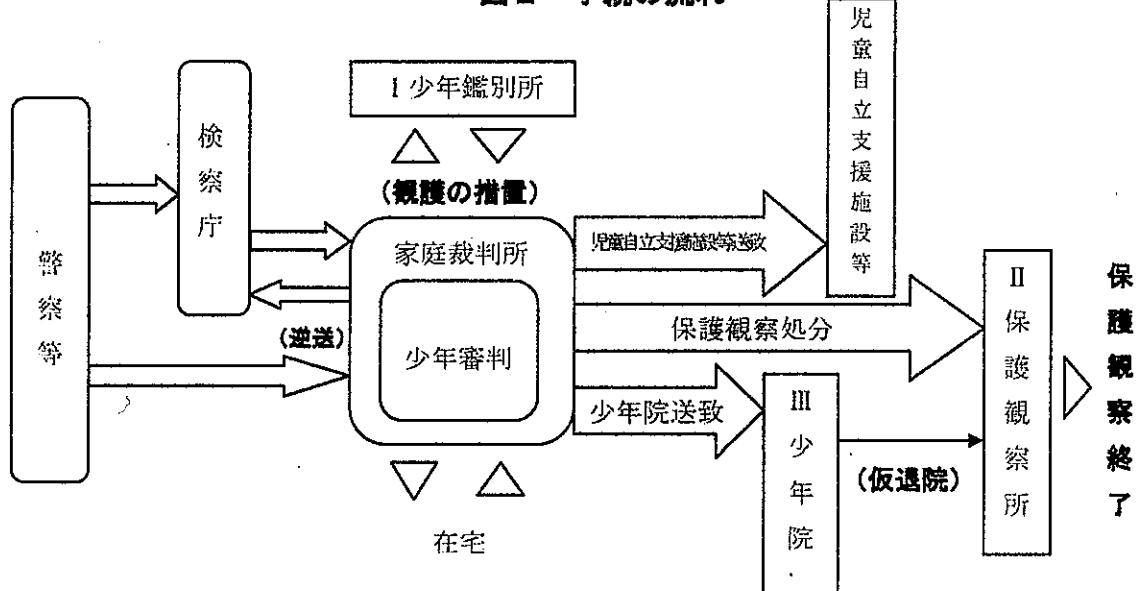
少年事件は、検察官などから家庭裁判所に事件の係属が移されます。家庭裁判所が事件を受理した後、家庭裁判所調査官によって少年本人や保護者、参考人について、非行の原因や少年の抱える問題を明らかにし、どうすれば立ち直ることができるかを見極めるための調査（社会調査）が行われます。この調査は、多くは、少年が在宅のまま行われますが、少年の身柄を保全して鑑別をする必要がある場合は、観護の措置が執られ、少年鑑別所へ収容されます。

少年鑑別所による鑑別の結果は、家庭裁判所に通知され、家庭裁判所が行う決定の資料となります（鑑別及び観護の措置については「I 少年鑑別所について」を参照）。

家庭裁判所が行う保護処分（非行のある少年に対して、性格の矯正及び環境の調整を目的として行われる処分）の決定には、保護観察、児童自立支援施設・児童養護施設送致、少年院送致の3種類があります。通常の社会生活を営ませながら行うのが保護観察であり、施設への収容を伴うのが児童自立支援施設・児童養護施設送致及び少年院送致です。

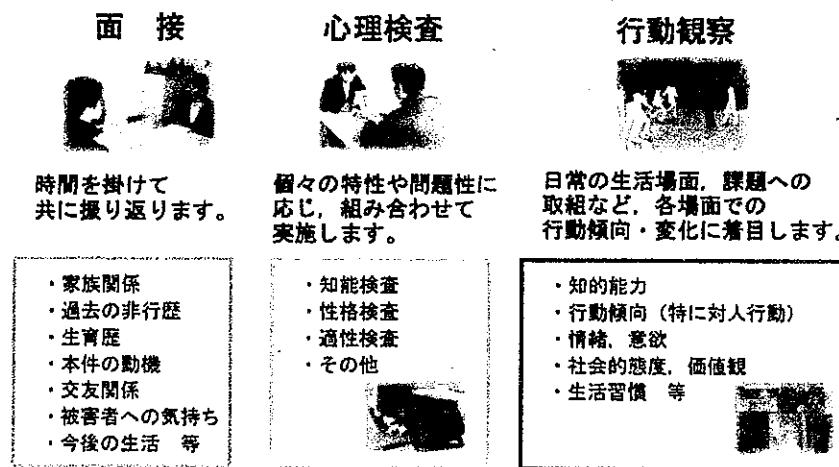
法務省がその執行を所管しているのは、保護観察処分及び少年院送致であり、以降、この2つの処分と、両処分において必要となる学校との連携について説明します。また、両処分の説明に先立って、少年鑑別所についても説明します。

図2 手続の流れ



は協働しています。

少年鑑別所は、少年院と異なり、教育を行う機関ではありませんが、少年の健全な育成への配慮として、その自主性を尊重しつつ、法務教官等が基本的な生活習慣等に関する助言・指導を行ったり、学習を支援したり、読書、講話、季節の行事等の機会を設けたりしています。



3 学校との連携

(1) 少年鑑別所在所中の生徒との関わり

ア 学校生活への円滑な復帰に向けて

家庭裁判所における審判決定等を見ると、少年院送致が約35%，保護観察に付される場合が約40%，家庭裁判所調査官による試験観察が行われる場合が約18%であり、審判の結果、約6割程度が社会生活に戻ることとなります。

学校生活に円滑に復帰することができるよう、学校の先生方には、少年鑑別所において是非生徒との面会をしていただきたいと考えており、保護者の方と今後の支援について話し合いをしていただくことも有効と考えています。

学校の先生方から、少年鑑別所の職員に対して、生徒のことや今後の学校生活についてお話をされたいこと等がございましたら、お気軽にお申し出ください。

イ 健全な育成のための支援

少年鑑別所では、健全な育成のための支援として、職員や外部の協力者の方々により、個別又は少人数での学習等の機会を設けています。学習を希望する生徒には、学習図書や教材を、少年鑑別所から貸し出しています。

また、在籍する学校から教科書や資料集、学習用のプリント等の教材の差入れもできますので、必要に応じて保護者の方等と御相談をいただきつつ、学習の継続あるいは学習意欲を持つことができるよう、生徒に対する働き掛けを行っていただければと思います。

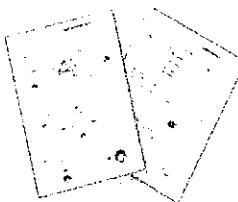
また、法教育、学校等が主催する研修会、講演会などに、少年鑑別所の職員を派遣し、非行や犯罪の防止、子育て、思春期の子供の理解と望ましい接し方などについて説明したり、教育・指導方法の提案などを行ったりしています。

御希望がありましたら、最寄りの少年鑑別所に御連絡ください。

ア 個別ケースに関する連携例

連携の例1 周りとうまくなじめずに同級生とトラブルになった生徒

中学校の先生から相談を受けました。
保護者の方に、子供の性格や発達上の特性を理解したいという希望があり、生徒も自分の性格を理解したいということでしたので、職員が生徒と保護者の方と面接を行い、心理検査を行いました。
保護者の方とは、お子さんとの関わり方について話し合い、助言を行いました。また、生徒とは、暴力防止を目的としたワークブックを用いたり、気持ちを言葉で伝える練習などをしたりして、継続的に助言・支援をしました。



連携の例2 性的な問題行動が心配な生徒

中学校の先生から相談を受けました。
異性との関わり方に不適切な面があり、性的な問題行動の広がりが心配される生徒と、その保護者の方に対して、職員が面接を行いました。
生徒とは、性的な問題行動の防止を目的としたワークブックを用いて、他者との関わり方や、相手の気持ちに配慮することの大切さについて話し合うなどして、関わりを継続しました。

連携の例3 万引きで停学処分を受けた生徒

高校の先生から相談を受けました。
生徒と職員が面接を行い、心理検査などを実施しました。万引きの背景に、どのような問題があるのか、今後、さらに問題行動が深刻なものとなっていくおそれはないかなどを検討し、その結果を、生徒と保護者、学校の先生と話し合いました。
その後も、学校でのケース会議に定期的に参加し、生徒への関わり方などについて提案をしました。

イ 研修・法教育等に関する連携例

少年鑑別所による研修・法教育では、次のように、非行・犯罪の問題や思春期の子供たちの行動理解等に関する専門的な知識やノウハウを活用しながら実施しています。

◇ 学校の先生への研修

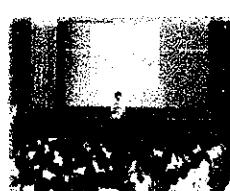
小学校、中学校、高校において、それぞれの時期に見られる特徴や問題行動、児童・生徒たちに関わる際のポイント等について研修を行っています。

最近の
非行少年の特徴

少年非行の防止と
地域の力

発達上の課題のある
子供の理解と支援

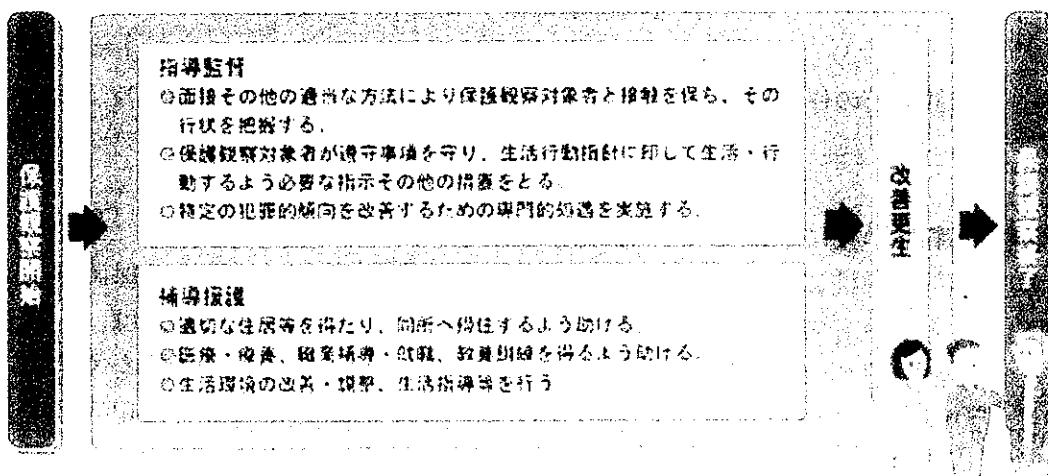
思春期の子供への
接し方



II 保護観察について

1 保護観察とは

保護観察は、犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、通常の社会生活を営ませながら、保護観察官（注1）及び保護司（注2）が「指導監督」及び「補導援護」を行うものです。このような関わりは、「処遇」という言葉が用いられることもあります。指導監督は指示や命令を含むものですが、それらに一度従わなかっただけで身柄拘束などの厳しい措置があるわけではありません。補導援護は援助的なもので、各種助言や就労等の支援が含まれます。



保護観察を受ける少年には、家庭裁判所の決定により保護観察に付された少年（保護観察処分少年）、少年院からの仮退院を許されて保護観察に付されている少年（少年院仮退院者）の2つのパターンがあります。

保護観察中の少年には、「遵守事項」を守る義務が課されます。遵守事項は、健全な生活態度を保持すること、保護観察官や保護司の呼出し・訪問に応じること、保護観察を誠実に受けすことなど保護観察対象者全てに共通する「一般遵守事項」と、その人の問題性に応じて定められる「特別遵守事項」があります。少年がこれらに違反すると少年院に送致するなどの措置を執られることがあります。ただし、施設に収容することは、人権の重大な制約になりますから、非行をする危険性が明らかであり、保護観察では指導の限界に達しているといった危機場面に至らなければ、措置を執られることはできません。

(注1) 保護観察官は常勤の国家公務員で、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識を有し、全国50か所（各都道府県1か所・北海道は4か所）にある保護観察所に配属されている専門職です。保護観察官は、主として、保護観察の実施計画の立案、保護観察対象者の危機場面における介入、改善更生した場合の保護観察の打ち切りに関する措置等を行います。

(注2) 保護司は、民間のボランティアですが、非常勤の国家公務員の身分を有し、

す。対象者が改善していけば、学校にも適応していくことになるでしょうから、その点で学校と保護観察所の目標は重なり合います。

保護観察所が学校にお願いしたいこととしては、問題行動を起こした生徒が学校外で不良交友に流れることを防ぐために、学校に居場所を作っていただくことです。また、高校卒業の資格が得られない場合、進路の選択肢が限定される場合もありますし、18歳未満であれば就労が困難な状況が生じ、行動や心情が不安定になる場合もあるため、高校へ進学した者については、できるだけ高校への通学を継続させてほしいとも考えています。

また、学校と保護観察所がそれぞれその立場を活用することにより、生徒のために多角的なアプローチを行うことが重要です。学校は、日々生徒に接し、教育活動を行う中で指導・支援を行う一方、保護観察所は、権力的な立場からの指導が可能です。遵守事項の違反は施設収容の可能性があるため、遵守事項を守るよう強い心理規制を掛けることができ、先述のように、「学校に通うこと」という遵守事項を定めることもあります。さらに、保護観察所の社会資源を活用して、ボランティアによる学習支援やハローワークと連携した就労支援を実施することもできます。立場の異なる関係者が連携し、多角的に生徒の状況を理解し、アプローチしていくためには、生徒に関する情報、各専門分野の視点及び各関係者のできることを持ち寄ることが重要です。そのために、お近くの保護観察所と顔の見える関係を作っていただきたいと思います。

○ 事例 1【保護観察処分】生徒の発達上の課題に配慮した指導を連携して行うことで高等学校に合格した例

○ 事例 2【保護観察処分】高等学校と保護観察所が連携して関わることで生活が安定した例

(2) 犯罪予防活動について

多くの保護司は、犯罪予防活動の一環として、特に“社会を明るくする運動”（注1）の強調月間である7月を中心に、小・中学生を対象とした非行防止教室や生徒指導担当教員との座談会などを開催しています。また、保護司会（注2）によっては、学校との連携を進めるための窓口となる保護司を指名するなどして学校と定期的な協議会や意見交換会を開催しているものもあります。このような関わりも、学校と保護観察所の連携の強化に有益なものとなりますので、活用してください。

① 非行防止教室

主に小中学生を対象に、学校や教育委員会等の学校関係者や警察等の関係機関と連携し、保護司が学校等に出向き、更生保護に関する講座・研修等を行っています。

② 薬物乱用防止教室

小中学生及び高校生を対象に、学校や教育委員会等の学校関係者や警察、保健所等の専門機関と連携しながら、薬害等に関する教室を開いています。

全に成長したりしていくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体で、全国で約4,500人の会員が参加しています。

(注4) 更生保護サポートセンターとは、保護司や保護司会が行う地域の更生保護活動の拠点であり、保護司が常駐して、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っています。平成29年度末までに全国の501の保護司会に設置されています。

を受けた少年を具体的にどの少年院に送るかを決めるのは少年鑑別所であり、少年鑑別所は、各少年院に指定されている矯正教育課程等を考慮した上で送致先を決定します。そのため、例えば、A県在住の中学生が少年院送致となった場合であっても、A県に送致すべき少年院がなければ、送致先として適当なB県の少年院に送致されることとなります。

少年院に入院すると、少年が履修すべき矯正教育課程が指定されます。少年院では、矯正教育課程ごとに「少年院矯正教育課程」というカリキュラム（矯正教育課程ごとの教育方針、目標、教育内容・方法、週間標準日課表等を定めたもの）を作成しており、それに従って教育を受けることになります。

少年院の種類と矯正教育課程

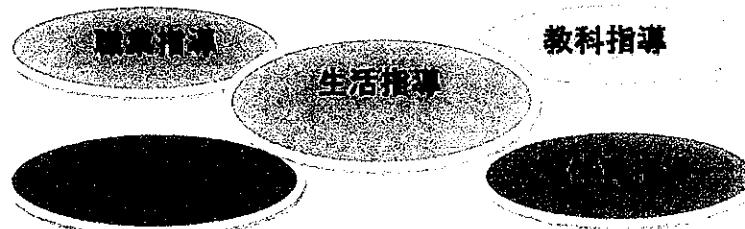
少年院の種類	矯正教育課程	符号	在院者の類型	矯正教育の重点的な内容
第1種	短期義務教育課程	SE	原則として14歳以上で義務教育を終了しない者たち、その者の持つ問題性が単純又は比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもの	中学校の学習指導要領に準拠した、短期間の集中した教科指導
	義務教育課程Ⅰ	E1	義務教育を終了しない者たち、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの	小学校の学習指導要領に準拠した教科指導
	義務教育課程Ⅱ	E2	義務教育を終了しない者たち、12歳に達する日以後の最初の3月31日が終了したもの	中学校の学習指導要領に準拠した教科指導
	短期社会適応課程	SA	義務教育を終了した者たち、その者の持つ問題性が単純又は比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもの	出院後の生活設計を明確化するための、短期間の集中した各種の指導
	社会適応課程Ⅰ	A1	義務教育を終了した者たち、就労上、修学上、生活環境の調整上等、社会適応上の問題がある者であって、他の課程の類型には該当しないもの	社会適応を円滑に進めるための各種の指導
	社会適応課程Ⅱ	A2	義務教育を終了した者たち、反社会的な価値観・行動傾向、自己統制力の低さ、認知の偏り等、資質上特に問題となる事情を改善する必要があるもの	自己統制力を高め、健全な価値観を養い、堅実に生活する習慣を身に付けるための各種の指導
	社会適応課程Ⅲ	A3	外国人等で、日本人と異なる遭遇上の配慮を要する者	日本の文化、生活習慣等の理解を深めるとともに、健全な社会人として必要な意識、態度を養うための各種の指導
	支援教育課程Ⅰ	N1	知的障害又はその疑いのある者及びこれに準じた者で遭遇上の配慮を要するもの	社会生活に必要となる基本的な生活習慣・生活技術を身に付けるための各種の指導
	支援教育課程Ⅱ	N2	情緒障害若しくは発達障害又はこれらの疑いのある者及びこれに準じた者で遭遇上の配慮を要するもの	障害等その特性に応じた、社会生活に適応する生活態度・対人関係を身に付けるための各種の指導
	支援教育課程Ⅲ	N3	義務教育を終了した者たち、知的能力の制約、対人関係の持ち方の稚拙さ、非社会的行動傾向等に応じた配慮を要するもの	対人関係技能を養い、適応的に生活する習慣を身に付けるための各種の指導
第2種	社会適応課程Ⅳ	A4	特に再非行防止に焦点を当てた指導及び心身の訓練を必要とする者	健全な価値観を養い、堅実に生活する習慣を身に付けるための各種の指導
	社会適応課程Ⅴ	A5	外国人等で、日本人と異なる遭遇上の配慮を要する者	日本の文化、生活習慣等の理解を深めるとともに、健全な社会人として必要な意識、態度を養うための各種の指導
	支援教育課程Ⅳ	N4	知的障害又はその疑いのある者及びこれに準じた者で遭遇上の配慮を要するもの	社会生活に必要となる基本的な生活習慣・生活技術を身に付けるための各種の指導
	支援教育課程Ⅴ	N5	情緒障害若しくは発達障害又はこれらの疑いのある者及びこれに準じた者で遭遇上の配慮を要するもの	障害等その特性に応じた、社会生活に適応する生活態度・対人関係を身に付けるための各種の指導
第3種	医療措置課程	D	身体疾患、身体障害、精神疾患又は精神障害を有する者	心身の疾患、障害の状況に応じた各種の指導
第4種	受刑在院者課程	J	受刑在院者	個別的事情を特に考慮した各種の指導

在院者が1級の段階に到達し、出院後の引受け体制等が整っていれば、少年院の長は、少年院の所在地を管轄する地方更生保護委員会に仮退院の申出をします。同委員会の審理によって仮退院が許されれば、在院者は、仮退院を許された日に少年院を出院して引受け人（保護者等）のもとに帰住します。

（2）矯正教育

少年院において、少年たちの犯罪的傾向を矯正し、健全な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識や能力を習得させることを目的として行う教育を「矯正教育」といいます。矯正教育は、個々の少年の特性に応じ、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導、特別活動指導を組み合わせて実施しています。

指導を担当するのは、主に少年院の法務教官（教育学や心理学に関する専門的な知識を有する国家公務員であり、教員免許を有している者もいます。）ですが、義務教育指導については教員免許を有する外部の方々の協力を得ているほか、体育指導（ダンス等）や特別活動指導（音楽、美術、書道等）などにおいても民間協力者の協力を得ながら指導しています。（少年院における学校の教育課程に準ずる教育についてはP18を参照ください）



生活指導：自立した生活のための基礎となる知識や生活態度を身に付けるための指導を実施しています。生活指導以外の指導とも関連を持ち、それを補足・統合する役割を果たしています。

【基本的生活訓練、問題行動指導、治療的指導、被害者心情理解指導、保護関係調整指導、進路指導／特定生活指導】

職業指導：勤労意欲を高め、職業上有用な知識や技能を身に付けるための指導を実施しています。

【職業生活設計指導、自立援助的職業指導、職業能力開発指導】

教科指導：義務教育や高等学校への進学を希望する者に対する指導のほか、社会生活の基礎となる学力を身に付けさせるための指導を実施しています。また、希望する者は、少年院内で、高等学校卒業程度認定試験を受験することができ、受験指導を重点的に実施するコースを設けている施設もあります。【義務教育指導、補習教育指導、高等学校教育指導】

体育指導：自立した社会生活を営むための健全な心身を育てる目的とした指導を実施しています。

特別活動指導：情操を豊かにし、自主性、自立性、協調性を育てるための指導を実

かれていますので、朝食後、午前中の日課の準備をして出寮し、終了後は帰寮して昼食をとり、また午後の日課のために出寮していきます。平日の日課の例は、以下のとおりです。

土曜日や日曜日、休日は、平日よりも余暇時間の多い生活となります、体育指導や教科指導といった矯正教育の時間も設けられています。

(2) 寮生活

少年院の多くには、単独寮（個室のみの寮）と集団寮（集団室と個室の両方がある寮）があり、少年院での生活の大半は集団寮で過ごすこととなります。

各寮には、寮を担当する職員が複数おり、寮内での生活指導等を行っています。この寮の職員は、日中に生活指導や職業指導を行う職員と同じであり、日中に学んだことが普段の生活で生かせているかについても目を配っています。

少年には、所属寮の職員の中から、一人一人について担当する職員（個別担任）が決まります。個別担任は、担当する少年が、それぞれの矯正教育の目標を達成し、円滑に社会復帰できるよう、個別面接などで助言・指導したり、少年の悩みを聞いたり、家族との関係調整を図るなどして、きめ細かく関わります。

集団寮での生活では、学校のホームルームに当たるような集会や、各種の役割活動（週番、図書係、配膳係、動植物の世話係等）があり、自主性や自律性、責任感を育む機会となっています。

(3) 少年院における学校の教育課程に準ずる教育

少年院に収容されている義務教育段階の少年については、前記2(2)のとおり、個々の学力を踏まえながら、教科書を用いて学習指導要領に準拠した教科指導を行っています。

また、矯正教育の分類としては教科指導以外の、生活指導や体育指導、特別活動指導においても、学校教育における体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等に相当する指導を実施しています。



外部講師による教科指導



体育指導

例えば、生活指導では、自分の問題行動や家族関係、交友関係等について振り返ら

た、学校は、少年院において矯正教育を受けた日数について指導要録上出席扱いとすることができます、また、当該矯正教育において行った学習の評価を適切に行い、指導要録に記入することができます。

学校が出席扱いや学習の評価を行えるよう、少年院から学校に対し、各教科の指導状況、少年院の矯正教育への出欠の状況等について連絡しますので、書式の御指定（例：指導要録の様式）等があればお知らせください。また、学校の定期テストや教材プリントを送っていただければ、生徒に取り組ませた後に返送することもできますので、必要があれば御相談ください。

ウ 面会等

少年院に入院した生徒は、中学校の先生方と面会や手紙のやり取りができます。在院中も復学・進学の相談等で原籍校の先生方とつながりが持てることは、生徒にとって改善更生に向かう大きな支えになりますので、御配慮のほどよろしくお願ひします。

また、必要に応じ、面会の前後に、生徒の生活状況、復学・進学の問題等について、学校の先生方と少年院の職員とで面談を行うことが可能ですので、御希望があれば少年院の担当者に御相談ください。面談については、こちらからお願ひする場合もありますので、よろしくお願ひします。

エ 復学調整

少年院では、処遇の段階を設けており、入院時に3級に指定し、以降、成績に応じて2級、1級へと順次進級させることになっています。社会復帰に向けた諸調整は、一般的には、ある程度残りの在院期間の目処が立つ1級への進級の前後から本格化します。

しかし、例えば、矯正教育の期間が短く設定されている場合や、復学に当たっての課題が多い場合などは、入院後早期から調整を開始することが必要です。少年院としても、課題の解決に向けて取り組んでいきたいと考えておりますので、お早めに少年院に御相談ください。

○ 事例3【少年院送致】学校と少年院が課題を共有して指導に当たることで円滑に復学できた例

オ 卒業証書の授与

入院前に通学していた学校における在籍が継続し、入院中に中学校の卒業を迎える場合、学校は少年院との連携の下、在院中の学習の状況等を把握して平素の成績を評価し、中学校の卒業を認めることができます。卒業証書発行の御検討に当たり、少年院から提出すべき書類等があれば、御連絡ください。

また、少年院では、毎年、卒業証書授与式を実施しています。その際には、中学

ます。実際に、高等学校の御理解を得て、スクーリングは出院後に行うこととし、在院中にレポートの提出を続け、休学等をすることなく学習を継続できた事例もあります。また、1級に進級後、少年院の職員が同行の上、スクーリングを受けさせていただいた事例もあります。

上記の例のように学習を継続させていただいたら、休学を認めていただけたりすることは、退学となって入学試験からやり直すよりも、はるかに社会復帰が円滑になると想えますので、自校の生徒や学生が少年院送致となった場合、一人一人について、学習の継続の可能性を御検討いただければ幸いです。御検討に当たって、御不明な点や確認されたい点がありましたら、少年院に御連絡ください。

⇒ 少年院Q & A

5 保護者に対する協力の求め

保護者は、少年の立ち直りのために大きな役割を果たす存在であり、その理解と協力を得ることは極めて重要です。そこで、少年院では、保護者会を開催して新しく入院してきた少年の保護者に少年院の生活について説明をしたり、個人別矯正教育計画を通知したりして少年院の処遇についての理解を得ているほか、随時、保護者と面談を行い、少年の非行に関わる問題等への適切な対処について助言するなどしています。

復学や進学を目指す少年の保護者については、少年の進路選択・決定に係る諸手続を担っていただく必要がありますので、必要に応じて、面会とは別に三者面談を実施するなどして、保護者と少年で十分に話し合う機会を設けています。また、なかなか面会に来られない保護者に対しても、電話で協力をお願いしています。

事例2【保護観察処分】

高等学校と保護観察所が連携して関わることで生活が安定した例

1. 事案の概要

(1) 少年

高校生男子B

(2) 事案の概要

Bは、中学校2年生から不良交友が始まりました。中学校に登校しなくなり、登校しても教員とのトラブルを繰り返していました。中学3年生のとき、Bは、原付バイクの窃盗と教員への暴力により、保護観察処分となりました。

このように問題行動を繰り返すBでしたが、高校に進学したいという意思がありました。そこで、中学校の進路指導担当教諭、保護司、家族から、県外の全日制高校への進学を勧めたところ、当該高校の受験に合格し、親元を離れて高校の寮へ転居して、中学校時とは別の県で保護観察が継続されることになりました。

2. 学校と保護観察所との連携

Bは、高校進学後、しばらくは通学を継続していましたが、同級生となじめず、クラス内で孤立するようになりました。徐々に遅刻、欠席が増え、週末に無断で地元に帰り、以前の不良仲間と関わるようになりました。

高校から保護観察所に本人の行動について連絡があり、保護観察中であることを同級生に隠していて自分から積極的に同級生に話しかけられないことや、不良仲間と付き合ってきて同級生と話題が合わないことなどのため、孤立しているようだということが分かりました。そこで保護観察所では、保護司、更生保護女性会員（地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行うボランティア団体）、BBS会員（「兄」や「姉」のような身近な存在として、少年たちと共に悩み、学び、楽しむ活動を行う青年ボランティア）、地元住民等が参加している社会参加活動（料理教室）に誘いました。Bは、この活動に2回参加し、BBS会員と意気投合したので、保護観察所が仲介して、Bに対してBBS会員のともだち活動を実施することにしました。ともだち活動は、BBS会員が相談相手となったり、勉強を教えたりする活動ですが、Bは、なかなか友人ができないことや学習の遅れなどの悩みをBBS会員に相談するようになりました。そこで、保護観察所では、更生保護サポートセンター（保護司や保護司会が行う地域の更生保護活動の拠点。保護司が常駐して、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行う。）において実施されていた他のBBS会員による学習支援を受けることをBに勧めました。

事例3【少年院送致】

学校と少年院が課題を共有して指導に当たることで円滑に復学できた例

1. 事業の概要

(1) 少年

中学生男子C（中学2年の夏に少年院送致。少年院在院期間は約1ヶ月であり、中学3年の夏頃に出院。）

(2) 事業の概要

Cは、中学1年の年度末に他の中学校から転校してきましたが、その後少年院に入院するまでの約6ヶ月間、新しい中学校にはほとんど登校していませんでした。Cは、たまに登校すると、同校の生徒を脅したり、校庭に呼び出して追い掛け回したりするなどの問題行動があったことから、同校の生徒からは怖い存在として、また、他の生徒の保護者からは関わりたくない問題児として受け止められていました。再三にわたる中学校教諭の指導にも従わず、中学2年の夏、道路交通法違反等により少年院送致となりました。

2. 学校と少年院との連携

(1) 少年院から中学校への連絡

少年院から中学校に対し、Cの少年院入院の連絡を行い、入院通知を送付しました。その後、中学校側から、生徒や保護者がCの復学に不安を抱いている旨報告を受けるとともに、学校でのCの受入態勢を整えるために少年院職員と面談がしたいという申出があったことから、少年院職員と教頭及び生徒指導担当教諭で面談を実施しました。

面談の際、中学校側から、Cの復学に当たっての懸念が改めて伝えられたため、出院前に少年院において同中学校の校則等を指導することについて提案しました。

(2) 面談後の少年院での指導

少年院では、同中学校から提供された校則等について、Cの理解度を確認しながら暗記させ、復学に当たって留意すべきこと等について指導を重ねました。

また、Cは、学校にほとんど登校していなかったこともあって、学力は小学校中学年レベルであり、漫画も満足に読めない状況であったことから、少年院では、教科指導にも力を入れました。

(3) 少年と学校関係者との復学に向けた面談

少年院側から、中学校に対し、中学校として懸念していることについては直接本人に伝えた方がよい旨を説明し、Cとの面会を行うよう中学校側に促したところ、

事例4【少年院送致】

在院中に卒業式を迎える、中学校から卒業証書を授与された例

1. 事案の概要

(1) 少年

中学生男子D（中学3年の秋に少年院送致。少年院在院期間は約11か月であり、少年院在院中に卒業式を迎えた。）

(2) 事案の概要

Dは、中学校で教諭に対する暴力や窓を割るなどの粗暴行為を繰り返しており、中学3年の秋に傷害、暴行の非行で少年院送致となりました。

2. 学校と少年院との連携

(1) 少年院から中学校への連絡

少年院から中学校に対し、Dの少年院入院について電話で連絡しました。その後、少年院内で実施する義務教育指導の参考とするため、学校に対し、文書で指導要録の写しの提供を依頼しました。また、Dについては通学していた中学校における在籍が継続し少年院在院中に卒業式を迎えることから、3月に少年院内で実施する卒業式に出席してほしい旨依頼しました。

また、期末試験等を少年院内で実施することも可能であること、学校で使用しているプリント類についてはDに差し入れることが可能であることを伝えたほか、少年院内で実施したDの学習の状況について学校に連絡するため、規定の様式等があれば示してほしい旨を伝達したところ、中学校側からは、成績については指導要録に準じた書式で連絡してほしいと回答がありました。

(2) 学級担任と少年院職員との面談

入院してから半年ほど経過した頃、Dの学級担任から、Dと面会する前に少年院職員と面談したいという希望があったため、面会日、Dと面会する前に少年院職員とDの学級担任と面談を行いました。同担任からはDが壊した中学校の窓ガラスの写真を提示され、中学校が多大な迷惑を被っていることを本人にしっかりと考え方をさせてほしいという話がありました。その後、Dは学級担任との面会を行いましたが、決まり悪そうに下を向いているだけで、謝罪の言葉等を口にすることはませんでした。

(3) 面談後の少年院での指導

少年院では、Dに対して暴行・傷害という事件に至った問題点等を考えさせる中で、中学校での教諭に対する暴行や器物損壊について取り上げることとしました。

事例5【少年院送致】

中学校及び高等学校の協力を得て少年院在院中に高校受験を行った例

1. 事案の概要

(1) 少年

中学生男子E（中学3年の5月に少年院送致。矯正教育の予定期間は11か月。保護者の強い希望もあり、全日制の普通科高校への進学を希望。）

(2) 事案の概要

Eは、中学1年の2学期から生活が乱れ始め、教諭や生徒に対する暴力を頻発しており、中学3年の5月に、道路交通法違反等の非行で少年院送致となりました。

2. 学校と少年院との連携

(1) 少年院から中学校への連絡

少年院から中学校に対し、Eの少年院入院について電話で連絡したところ、入院後8日目に、中学校から校長、生徒指導担当教諭及び学級担任が少年院を訪れ、今後のことについて打合せを行いました。少年院からは、社会復帰支援業務を担当する管理職である統括専門官、Eの個別担任、少年院で実施する卒業証書授与式の企画を担当する職員、社会福祉士の4名が対応し、少年院における処遇の概要の説明と中学校からの卒業証書発行の依頼を行ったところ、中学校側から、卒業証書の発行については少年院での学習状況を見ながら前向きに検討する旨の回答がありました。また、学校側からは、少年院からの高校受験が可能かどうかについて質問があり、少年院側は、現時点では来年4月には出院する予定であるが、本人の改善更生の状況によっては進級が遅れて在院期間が延長される可能性があること、また、少年院からの仮退院の可否は少年院が決定するものではないため、出院日について確定的なことは述べられないこと、そのような状況でも受け入れてくれる高校があるかどうかが課題であることを伝えました。

(2) 中学校から生徒への働き掛け

中学校から、テストや夏休みの課題等が多数送付されてきたことから、Eに取り組ませ、中学校に返送しました。中学校からは定期的に学級担任や生徒指導担当教諭が面会に訪れ、学習状況の確認や、進学可能な高校の情報等の提供が積極的になされました。また、手紙も送られ、提出した課題への評価や、少年院生活への激励がなされました。

(3) 高校受験の実施に向けた調整

事例6【少年院送致】

地域の支援体制を整えながら特別支援学校に編入した例

1. 事案の概要

(1) 少年

高校中退男子F（第3種少年院送致。矯正教育の予定期間は12か月。知的障害及び自閉スペクトラム症。）

(2) 事案の概要

Fは、小・中学校とともに普通学級に在籍していましたが、悪ふざけやからかいの対象となり、周囲からは孤立していました。中学校卒業後、高等学校については、不登校等の生徒を受け入れるコースに進学しましたが、5月頃から休みがちとなり、10月に銃砲刀剣類所持等取締法違反により少年院送致となりました。高校については、少年院送致となったことで、中退しました。

2. 学校と少年院の連携

(1) 入学説明会への参加

Fの実母から、少年院に対し、Fを入学させたい特別支援学校高等部がある旨の相談があったことから、11月に、少年院職員と実母で同校の入学説明会へ参加し、同校の教頭等から説明を受けました。事前に実母が少年院在院中であることを学校側に伝えていたため、少年院職員も実際に受検（入学試験ではなく入学検査のため「受検」と記す。）する場合に打合せが必要となる事項などを学校側に伝えることができ、具体的な内容での面談が実施できました。

(2) 特別支援学校高等部見学

Fは、当初、特別支援学校への編入について意欲的ではありませんでしたが、同校から見学の許可をいただき、12月に、少年院職員が同行の上、同校の見学を実施しました。すると、同校へ進学したいとの希望を持つようになったため、受検手続を進めることになりました。

(3) 受験

出身中学校との連絡は、実母が行い、受検のための願書提出等を実施しました。

当日は、少年院職員が同行しての受検を認めていただき、無事受検することができました。

少年院 Q&A

Q 1 生徒が少年院に入院しました。少年院に連絡したいのですが、何か気を付けることはありますか。

A 1 少年院では、義務教育段階の生徒が少年院に入院した場合、少年院から学校の管理職に電話で連絡していますが、学校からお電話で生徒の在院の有無をお尋ねいただいても、個人情報の保護の観点から、その場で答えない取扱いをしております。そのため、例えば学級担任から生徒のことで少年院に御連絡いただいた場合も、御本人であることを確認させていただいたら、その電話では回答せずに少年院から学校宛てに折り返し連絡させていただいたらする事がありますので、御理解と御協力をお願ひいたします。

また、生徒へお伝えになりたいことがある場合、内容や意図等がきちんと本人に伝わるように、お手紙か面会で本人に直接お伝えいただきますようお願いします。

Q 2 少年院にいる生徒と面会や手紙のやりとりはできますか。

A 2 生徒にとって、在院中に通学していた学校とつながりが持てることは、改善更生に向かう大きな支えになりますので、是非、面会にお越しいただいたり、手紙を送るなどしていただければと思います。面会当日は、お手数ですが、身分を証明できるものをお持ちくださいよう御協力をお願いします。

また、面会の前後に、生徒の生活状況や復学・進学等について少年院の職員と打合せをすることも可能ですので、御希望があれば少年院の担当者に御相談ください（同日に実施することが難しい場合は、別の日に調整させていただきます。）。打合せについては、少年院側からお願ひする場合もあります。

なお、少年院では、各種の行事を実施したり、少年院外で教育活動を行ったりすることもあるほか、面会室の数の関係等から一度に複数の面会を受けられない施設もありますので、お待たせすることなく、円滑に面会ができるよう、お越しの際には、おおむね1週間前までに少年院へ御希望の日時を御連絡いただきますよう御協力をお願いします。また、生徒本人や少年院の担当職員に対して、復学に当たって被害を受けた方（教員や他の生徒など）との調整が必要であるといった込み入った話があるなどの特別な事情がある場合には、可能な限り対応いたしますので、面会の御連絡時に併せて御相談ください。

Q 7 生徒が、少年院にいる間に卒業式を迎えるのですが、どうすればよいですか。

A 7 入院前に通学していた学校における在籍が継続し、入院中に中学校の卒業を迎える場合、学校は少年院との連携の下、在院中の学習の状況等を把握して平素の成績を評価し、中学校の卒業を認めることができます。卒業証書発行の検討に当たり、少年院から提出すべき書類等があれば、御連絡ください。

また、少年院では、毎年、卒業証書授与式を実施しています。その際には、中学校の校長又はその代理の方の御出席をお願いしていますので、少年院から案内がありましたら、是非御出席ください。（※事例4参照）

Q 8 生徒が少年院を出院する日は、どのように決まるのでしょうか。

A 8 少年院から出院する場合、ほとんどの者（99%）は仮退院という、保護観察の付される状態で出院しますが、その時期を決めるのは少年院ではなく、「地方更生保護委員会」です。生徒が処遇の最高段階（1級）に達し、出院後の生活環境調整が整っていれば、少年院の長は、地方更生保護委員会に対して、その生徒の仮退院を許すべき旨の申出を行います。同委員会によって仮退院の審理が行われ、仮退院が許可されることとなれば、仮退院日も決まります。ただし、仮退院許可の決定が少年院に通知された後でも、その予定日までの間に当該生徒が重大な反則行為を行ったり、帰住予定先の生活環境が大きく変わるなどの事情が発生したときは、許可が取り消されたり、予定日が大幅に変わったりすることもあります。

したがって、少年院から関係者の皆様に出院時期としてお伝えしているのは、少年院が立てている個人別矯正教育計画に基づいたおおまかな時期であることを御理解いただければと思います。

Q 9 少年院を出院した生徒について相談したい場合には、どうすればよいですか。

A 9 少年院を出院した生徒については、ほぼ保護観察に付されますので、保護観察中であれば、担当の保護司や保護観察所に御連絡いただいた方がよい場合もありますが、少年院においても相談を受けることができますので、相談されたいことがありますなら、遠慮なく少年院にお問い合わせください。少年院を出院した生徒の学校生活が不調な場合などは、例えば、保護観察所において、少年院で個別担任をしていた教官と面接する機会を設けるといったことも検討可能です。ただし、相談内容の趣旨や専門性等の観点から、少年院よりも他の適当な機関に相談をしていただいた方がよい場合は、そちらを御案内させていただくこともありますので御了承ください。

再犯防止推進計画

【別添2-1】

計画期間 平成30年度から平成34年度までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

(再犯の現状)

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

(再犯防止に向けた取組の課題)

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある



国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、
国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な日本」の実現へ

再犯防止推進計画（抄）

（平成29年12月15日 関議決定）

II 今後取り組んでいく施策

第4 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組（推進法第11条、第13条関係）

1. 学校等と連携した修学支援の実施等

(1) 現状認識と課題等

我が国の高等学校進学率は、98.5 パーセントであり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にあるが、その一方で、少年院入院者の 28.9 パーセント、入所受刑者の 37.4 パーセントが、中学校卒業後に高等学校に進学していない。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、少年院入院者の 36.8 パーセント、入所受刑者の 24.6 パーセントが高等学校を中退している状況にある。

政府においては、高等学校の中退防止のための取組や、中学校卒業後に高等学校等へ進学しない者及び高等学校等を中退する者に対する就労等支援を実施するとともに、矯正施設内における高等学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援・情報提供、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整、BBS会（Big Brothers and Sisters の略であり、非行少年の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体）等の民間ボランティアの協力による学習援等を実施してきた。

しかしながら、学校や地域における非行の未然防止に向けた取組が十分でないこと、犯罪をした者等の継続した学びや進学・復学のための支援等が十分でないことなどの課題がある。

(2) 具体的施策

① 児童生徒の非行の未然防止等

ア 学校における適切な指導等の実施

文部科学省は、警察庁及び法務省の協力を得て、弁護士会等の民間団体にも協力を求めるなどし、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）等の趣旨を踏まえたいじめ防止のための教育や、人権啓発のための教

察対象者に対する生活支援等の充実を図る。【法務省、文部科学省】

イ 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実

法務省は、矯正施設において、民間の学力試験の活用や適切な教材の整備を進めるなどして、対象者の能力に応じた教科指導が実施できるようとする。また、法務省及び文部科学省は、矯正施設や学校関係者に対し、相互の連携事例を周知することに加え、矯正施設や学校関係者への職員研修等の実施に当たっては、相互に職員を講師として派遣するなど、矯正施設と学校関係者との相互理解・協力の促進を図る。さらに、法務省は、通信制高校に在籍し、又は入学を希望する矯正施設在所者が、在所中も学習を継続しやすくなるよう、文部科学省の協力を得て、在所中の面接指導

(高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令32号）第2条に定める面接指導をいう。)の実施手続等を関係者に周知するなど、通信制高校からの中退を防止し、又は在所中の入学を促進するための取組の充実を図る。

【法務省、文部科学省】

ウ 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の指導体制の充実

法務省及び文部科学省は、矯正施設における高等学校卒業程度認定試験を引き続き実施する。また、法務省は、同試験の受験コースを設け、外部講師の招へい、教材の整備等を集中的に実施している施設の取組状況を踏まえ、他施設についても指導体制の充実を図る。【法務省、文部科学省】

③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援

ア 矯正施設からの進学・復学の支援

法務省は、矯正施設において、個々の対象者の希望や事情を踏まえつつ、就労や資格取得と関連付けた修学の意義を理解させるとともに、学校の種類、就学援助や高等学校等就学支援金制度等の教育費負担軽減策に関する情報の提供を行うなどして、修学に対する動機付けを図る。また、法務省及び文部科学省は、矯正施設における復学手続等の円滑化や高等学校等入学者選抜・編入学における配慮を促進するため、矯正施設・保護観察所、学校関係者に対し、相互の連携事例を周知する。加えて、法務省及び文部科学省は、矯正施設・保護観察所の職員と学校関係者との相互理解を深めるため、矯正施設・保護観察所における研修や学校関係者への研修等の実施に当たって相互に職員を講師として派遣するなどの取組を推進する。【法務省、文部科学省】